

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	民生委員推薦会費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	中村
							2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-03-01	民生委員推薦会費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 21年度		根拠	民生委員法・施行令、荒川区民生委員推薦会設置要綱、東京都民生委員児童委員選任要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	地方自治法第138条の4に基づく附属機関として、民生委員・児童委員の選任にあたり、社会的要請に即応した的確な民生委員候補者を選出することを目的とし設置する。						
対象者等	民生委員推薦会委員14名（うち、委員報酬支払対象者は12名）、任期3年 [任期：平成25年10月1日～平成28年9月30日]						
内容	<p>民生委員・児童委員に欠員が生じた場合に、推薦会を開催し、候補者を決定し、東京都知事あて推薦する。会議は非公開とする。委員の半数以上の出席で成立。厚生労働大臣からの民生委員の委嘱日は次のとおり。</p> <p>ア 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査対象とする候補者※ 年4回[4・7・10・1月期]（一斉改選年度は、年3回[4・7・12月期]）</p> <p>イ 東京都社会福祉審議会民生委員審査分科会で審査を省略する候補者 年12回[毎月]</p> <p>※審査対象とする候補者「要説明者」に該当するもの ①常勤の被雇用者 ②現住所在住3年未満の者 ③担当区域（隣接区域を含む）外居住者 ④元民生委員 ⑤民生委員協議会出席率60%未満の者（一斉改選時の再任者） ⑥活動記録提出率80%未満の者（一斉改選時の再任者）</p>						
経過	昭和21年10月「方面委員令」と「民生委員令」の制定により民生委員の公平かつ民主的な人選を図るために設けられた組織である。昭和23年7月「民生委員法」の公布、昭和28年8月改正により、民生委員推薦会の組織改正、平成25年6月改正により推薦会委員の要件等の改正が行われた。						
必要性	法令に基づき必置である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		263	441	263	263	422	286	354
①決算額（27年度は見込み）		1	330	181	130	422	283	354	
②人件費等		3,258	3,174	3,237	1,239	2,495	2,318		
③減価償却費			1,453	1,400	484	1,014	975		
【事務分担量】（%）		40	50	45	15	30	30		
合計（①+②+③）		3,259	4,957	4,818	1,853	3,931	3,576	354	
特定財源	国								
	都	民生委員推薦会費都負担金	0	300	180	129	421	283	328
	その他								
	一般財源	3,259	4,657	4,638	1,724	3,510	3,293	26	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	開催回数	0回	5回	3回	2回	6回	3回	4回	
	委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	
	民生委員・児童委員定数（年度末）	198	200	200	200	200	200	200	
	主任児童委員定数（年度末）	14	15	15	15	15	15	15	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	401	報酬	委員報酬	269	報酬	委員報酬	332
需用費	当日賄い	12	需用費	当日賄い	8	需用費	当日賄い	9
使用料等	使用料及び賃借料	5	役務費	郵便料	3	役務費	郵便料	4
役務費	郵便料	4	使用料等	使用料及び賃借料	2	使用料等	使用料及び賃借料	9

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 民生委員推薦会開催数	2	6	4	3	5	22年度、25年度、28年度は一斉改選
	② 委員現員数（年度末）	200	200	200	200	200	民生・児童委員数
	③ 充足率	100	100	100	100	100	委員実績数÷委員定数

（問題点・課題 指標分析）	地域の身近な「相談相手」で、行政や専門機関への「つなぎ役」である民生委員の役割が大きくなっている。民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化し業務量が年々増加しているため、地区によっては候補者が挙げられず、適任者の確保が困難な状況にある。 平成25年度の民生委員法改正により、民生委員の毎月委嘱が可能となったため、民生委員推薦会の開催増加や委嘱事務の煩雑化が見込まれる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会等の協力のもと、幅広い年齢層の候補者を確保することができた。	後任候補者は前任委員が確保するのが基本となるが、地域福祉に関心のある住民への行政からのアプローチ等を検討する。
②	推薦会開催数の増加が見込まれるため、開催時により多くの候補者の審議が出来るよう、他の欠員のある地区へ呼びかけをする。	一度の民生委員推薦会ごとに、可能な限り多くの候補者の審議を行った。	民生委員と行政・関係機関とのつながりを強化し、民生委員の業務量の適正化を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況議 （要旨） 会質 問状	23年三定 ・ 民生委員のなり手不足について
------------------------	------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	民生委員活動費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	空閑
							2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-04-01	民生委員活動費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 21年度		根拠	荒川区民生委員・児童委員及び協力員に対する活動費及び事務費の支給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11 福祉の基盤整備					
目的	民生委員・児童委員協議会の行う事業に対し、補助金の交付やその活動への支援を適切に行うことにより、区民が効果的な社会福祉サービスに結び付きやすい環境を整える。						
対象者等	○民生委員・児童委員：定数215名(会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名) ○民生・児童委員協力員：定数21名(1地区民児協に対し3名まで)						
内容	<p>【活動費・事務費の支出、協議会運営等に要する費用の負担】</p> <p>民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員に対し、活動のための交通費等の活動費を4ヶ月毎に支給する。民生委員・児童委員に対して連絡通信費等の事務費を年度当初に支給する。また、協議会運営等に要する費用に対して適切な補助を行う。</p> <p>【協議会の主要事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員協議会を7地区(南千住東・南千住西・荒川・町屋・東尾久・西尾久・日暮里)で月1回開催。 民生委員活動について、委員同士での意見交換・情報共有を行う。 7つの専門部会(児童福祉・障がい者福祉・生活福祉・高齢者福祉・子育て支援・主任児童委員・広報)による部会活動を実施。各専門部会で、福祉についての意見交換や研修を実施する。施設見学等の全体研修会を年に1～2回実施する。広報部会では機関紙「みんきょう」を年に2回発行する。 						
経過	民生委員・児童委員数は、平成27年6月1日現在で215名(南千住東地区25名、南千住西地区29名、荒川地区34名、町屋地区30名、東尾久地区27名、西尾久地区25名、日暮里地区44名)。民生・児童委員協力員数は5名(南千住西地区1名、荒川地区3名、西尾久地区1名)。民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、15年度～22年度には一人当たり5,000円支給していたが、23年度から一人当たり8,000円に増額した。						
必要性	民生委員・児童委員及び民生・児童委員協力員の諸活動における必要経費(交通費、通信連絡費、毎月の会議にかかる経費、福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用等)に対する支援の必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	33,381	34,571	34,534	33,968	35,065	34,168	34,243
①決算額(27年度は見込み)		32,328	32,992	32,783	33,413	34,144	32,996	34,243	
②人件費等		8,144	9,836	9,710	7,848	13,307	8,111		
③減価償却費			4,068	1,400	3,066	5,408	3,414		
【事務分担当量】(%)		100	140	135	95	160	105		
合計(①+②+③)		40,472	46,896	43,893	44,327	52,859	44,521	34,243	
特定財源	国								
	都	民生委員・児童委員費都負担金	23,319	23,898	23,555	23,750	24,374	23,405	24,685
	その他								
一般財源		17,153	22,998	20,338	20,577	28,485	21,116	9,558	
実績の推移	民生委員・児童委員定数(年度末)	212	215	215	215	215	215		
	協力員定数(年度末)	18	21	21	21	21	21		
	民生委員協議会開催日数	46	48	53	53	53	53		
	相談・支援件数(延べ)	3191	3326	3327	3725	3053	2497		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	活動費	30,104	報償費	活動費	29,811	報償費	活動費	30,342
負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,001	旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	9	旅費	管外施設施設研修職員参加旅費	16
需用費	民生委員協議会賄い等	856	需用費	民生委員協議会賄い等	324	需用費	民生委員協議会賄い等	378
役務費	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料、事務委託料、保険料等	146	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料、事務委託料、保険料等	165
使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	50	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	76	使用料等	合同民生委員協議会会場使用料	119
役務費	感謝状筆耕委託料、ボランティア活動保険料	12	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	2,630	負担金補助等	事業補助金、管外施設視察研修補助金	3,223
旅費	管外施設視察研修職員参加旅費	12						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 民生委員・児童委員定数	215	215	215	215	215	
	② 民生委員協議会出席率	0.92	0.92	0.89	0.92	0.96	出席委員数÷委員現数
	③ ひと声運動対象者のべ人数	7845	8302	8672	8700	8800	

（問題点・課題 指標分析）	高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等の各領域における地域の身近な「相談相手」であり、専門機関への「つなぎ役」として、民生委員・児童委員活動は拡大傾向にある。地域福祉を担う民生委員・児童委員活動の重要度が増しているなか、委員への負担も年々増大している。民生委員・児童委員のPR活動及び委員一人ひとりに対する手厚い支援が今後より一層求められる。
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） ・活動費を上乗せしている区：12区（千代田・中央・港・文京・台東・目黒・大田・中野・北・練馬・足立・葛飾） ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：3区（新宿・品川・江東）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一斉改選後の新体制で迎える新たな年度であるため、各地区民児協への支援、委員1人ひとりのサポートを適切に行う。	新体制でのスタートだったが各地区民児協・委員個人と適切な連携や情報提供を行い民生・児童委員活動に専念できる体制作りを支援できた。	民生委員・児童委員の日活動強化週間を含め、民生委員・児童委員活動についての更なるPR活動の機会・内容を充実させる。
②	活動が円滑に行えるよう、資料配布等の活動や民生委員による声掛けの充実を図り、区民に協議会活動を周知できるようサポートする。	展示物の掲示や積極的な声掛けとともに資料配布を行うことで、区民に対して民生委員・児童委員活動内容を知ってもらう契機となった。	荒川区民生委員・児童委員協議会の活動について、区民に対し積極的に周知活動を行う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域福祉分野における重要な役割を果たしている。今後も区が支援していく意義は大いにある。

況議 （要 旨） 問 状	23年三定 民生委員はどのような仕事をし、一人当たりどれぐらいの世帯数を担当するのか。また、適任者の確保が難しい中、定数や定年制をどのように考えていくのか。さらにOBの方々の力を活用するべきではないか。
--------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	応急資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	中村 内線 2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-05-01	貸付金					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 45年度		根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	応急に必要なとする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。						
内容	<p>【資格要件】・荒川区に引き続き3ヶ月以上居住している方。・世帯の生計中心者である方。・住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可）・他から資金を借りることが困難な方。・貸付を受けた資金の返済が確実である方。・現にこの資金の貸付を受けていない方。・確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が3万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。）</p> <p>【応急に必要とする費用の種類と貸付限度額】※60万円まで（特認額）償還期間3年4ヶ月（40ヶ月）・災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用・傷病の治療に要する費用・就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用・区内転居のために要する費用 ※30万円まで（一般）償還期限2年6ヶ月（30ヶ月）・生活必需品（食料等）の購入費用・親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用・居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用</p> <p>【無利子】【違約金】最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年10.95%の割合をもって違約金を加算する。【不納欠損】債権放棄0件・時効の援用4件（26年度）</p>						
経過	<p>昭和45年4月 応急小口資金貸付事業開始</p> <p>平成2年4月 保証人不要の3万円貸し付け実施</p> <p>平成3年4月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要経費を60万円に増額</p> <p>平成6年4月 一般貸付の限度額15万円を30万円に増額。特認の枠を一律60万円に変更</p> <p>返済期間を最大40ヶ月以内に延長</p> <p>平成22年度 荒川区債権管理条例の制定に伴い、滞納整理の強化。調査業務委託（8月～12月）により、台帳の整備及び借受人への意思確認による不納欠損処理の実施（債権放棄・時効の援用）</p>						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、貸付け対象となる者が減少している。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>連帯保証人が必要 【要件】東京都等の指定区域内に一年前から住所を有し、住民税・国民健康保険料の完納、一定の職業を有し独立の生計を営み保証能力が十分と認められること、等の要件が必要</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度							
	予算額	2,047	5,537	1,593	1,276	900	900	900
①決算額（27年度は見込み）	1,222	3,457	254	319	0	0	900	
②人件費等	3,258	436	2,964	2,478	1,663	1,068		
③減価償却費		145	1,089	968	676	650		
【事務分担当量】（%）	40	5	35	30	20	20		
合計（①+②+③）	4,480	4,038	4,307	3,765	2,339	1,718	900	
特定財源	国							
	都							
	その他 貸付金返還金等	1,020	218	265	768	781	767	601
一般財源	3,460	3,820	4,042	2,997	1,558	951	299	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	貸付件数 一般	4	0	1	1	0	0	
	貸付件数 特認	1	0	0	0	0	0	
	貸付残高件数（各年度末現在）	639	449	160	84	69	64	
	貸付残高金額（各年度末現在）	53069	40878	20786	13677	12041	11400	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		900

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 意思確認書回答率（%）	9	14	25	30	40	回答数（5件）/送付件数（20件）
	② 債務者数	84	70	64	60	50	
	③ 返還金	877	602	155	600	650	

（問題点・課題 指標分析）	26年度貸付金返還金・現年度分45,000円 過年度分110,000円 現年度分返還者1人 過年度分返還者4人 ●毎年滞納者へ現況調査・督促を実施しているが、借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など返還の見込みのないケースが多い。●22年度に制定された荒川区債権管理条例に基づき、滞っている債権について意思確認書により不納欠損処理を実施しているが、時効対象の債権がまだ残っているため引き続き意思確認を行い不納欠損処理等を実施する必要がある。●税・保険料の滞納者、多重債務者から相談が多く、新規の貸付決定が26年度はゼロ。●緊急小口貸付金・生活福祉資金など社会福祉協議会において同様の貸付事業があるため、廃止の検討必要。
	他区の実況 （実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） ※実施機関が社会福祉協議会の区は次の6区。港、新宿、墨田、江東、品川、葛飾 文京区20年度より廃止

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	時効対象にならないものへの督促の強化	現況確認書の送付や電話による状況確認を実施した。	まだ時効の対象にならない者への督促の強化
②	新たに時効対象となった者への意思確認書の送付	新たに時効対象となった者に対し意思確認書の送付し、1名の意思確認を行った。	新たに時効の対象になった者への意思確認書の送付
③	滞納整理の強化	現況の確認を行い、返済方法を対象者に合わせて実施した。	滞納整理の強化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で継続する。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	行旅死亡人等取扱費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	金田 内線 2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-07-01	行旅死亡人等取扱費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 22年度		根拠	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第7条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	墓地、埋葬等に関する法律第9条			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11 福祉の基盤整備					
目的	<p><行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。</p> <p><行旅死亡人等> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。</p>						
対象者等	<p>行旅病人及び行旅死亡人等</p> <p>1. 行旅病人 旅行中に病気などで、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（短期滞在の外国人のみ）</p>						
内容	<p>1. 行旅病人の取扱い・・・行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし</p> <p>2. 行旅死亡人等の取扱い・・・身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用請求する。</p> <p>行旅法第7条（行旅死亡人の埋葬、火葬）行旅死亡人あるときはその所在地市町村長はその状況、かおかたち、遺留物件、その他本人の認識に必要な事項を記録したる後その死体の埋葬又は火葬をなすべし</p> <p>墓理法第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。</p>						
経過	<p>行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。</p> <p>平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。</p>						
必要性	法令等に基づき実施する事務事業である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p><行旅病人>発生後必要があれば救護。費用は扶養義務者の負担。 <行旅死亡人等>発生後、遺体引取り埋火葬する。遺骨等保管。費用は相続人の負担。※ともに弁償が得られない時は都へ請求。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		2,090	2,102	1,803	2,184	2,955	2,983	2,623
①決算額（27年度は見込み）		1,450	1,012	756	1,896	2,509	1,984	2,623	
②人件費等		814	4,796	5,081	5,783	4,990	3,500		
③減価償却費			1,598	1,866	2,259	2,028	2,276		
【事務分担量】（%）		10	55	60	70	60	70		
合計（①+②+③）		2,264	7,406	7,703	9,938	9,527	7,760	2,623	
特定財源	国								
	都	行旅死亡人取扱費都負担金	881	629	363	284	360	604	2,623
	その他								
一般財源		1,383	6,777	7,340	9,654	9,167	7,156	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	【取扱件数】								
	官報掲載	0	1	0	1	2	0		
	行旅死亡人	15	13	14	19	19	16		
行旅病人	0	0	0	0	0	0			

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	官報掲載料	18	役務費	官報掲載料	0	役務費	官報掲載料	25
委託料	埋火葬委託料	2,491	委託料	埋火葬委託料	1,984	委託料	埋火葬委託料	2,321
扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	0	扶助費	行旅病人取扱費	277

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 行旅病人	0	0	0	0	0	
	② 行旅死亡人等	19	19	16	18	18	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、引き取り手がなく区で葬祭を行うケースが発生している。 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。 警察から遺体を引渡されるまでに1ヶ月以上経過し、火葬までに日数を要することがある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	遺体引き渡し後の区の戸籍調査で親族が判明することも多いため、警察での身元照会の徹底を依頼する。	同様の事例が発生した際には、その都度警察へ身元照会の徹底について話をしている。	警察の身元調査に時間がかかり遺体引渡しに1か月以上かかることがあり、遺体の状態も悪くなるため早期の引渡しを求める。
②	戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	警察から可能な範囲で情報提供を受けるため警察担当者と情報交換を行い、身元の判明に繋げている。	戸籍が複雑で照会先が複数箇所になり時間がかかるケースもあるため、戸籍調査はできるだけ迅速に実施する。
③	近年、家庭裁判所への申し立てが必要なケース等複雑で困難なケースが増えており、それに対応するため職員のスキルアップを図る。	発生した事例について、対応方法について職員同士で話し合い、お互いの理解を深め困難事例に対応した。	研究を行い更なるスキルアップを図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	区営住宅等管理運営費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	金田 内線 2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-08-01	区営住宅等管理運営費					
	01-08-02	区営住宅借上料					
	—						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 4年度		根拠	公営住宅法及び同施行令、区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	■法令基準内 ■都基準内 ■区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市					
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02 快適な住環境の形成					
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ又区営住宅を建設し管理運営する。						
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 ①区内に5年以上居住していること②独立して日常生活を営めること③前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること④65歳以上の一人暮らしまたは65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。※南四・町五一部を除く						
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理						
	住宅名	所在地	管理開始	戸数			
	①西尾久七丁目住宅（借上型）	西尾久1-19-11	H4.4.28	単身29戸、世帯5戸			
	②西尾久三丁目住宅（借上型）	西尾久3-21-12	H5.7.29	単身34戸、世帯5戸			
	③南千住二丁目住宅（借上型）	南千住2-32-3	H5.5.21	単身12戸、世帯6戸			
	④町屋七丁目住宅（建設型）	町屋7-2-15	H5.4.1	単身20戸、世帯3戸			
	⑤町屋五丁目住宅（建設型）	町屋5-9-2	H10.5.1	単身21戸、世帯8戸 ※障害者用含む			
	⑥都営南千住四丁目住宅（都営）	南千住4-9-3	H12.5	単身43戸、世帯7戸			
	※⑥は、建物は都住宅局が管理し入居募集事務も都住宅局で実施。区は事務室等の維持管理を行う。 3 ふれあい協力員（ワーデン）設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談・住宅管理						
経過	①平成4年度に民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久七丁目住宅を開設。 ②平成5年度には、区建設により町屋七丁目住宅を開設し、あわせて高齢者住宅条例を制定した。さらに、同年度地域特別賃貸住宅制度に基づく国庫補助等を活用し、民間建設による住宅を区が借り上げ、西尾久三丁目住宅、南千住二丁目住宅を開設した。 ③平成10年5月には、公営住宅法に基づき区が建設した町屋五丁目住宅高齢者・障害者住宅の開設を機に、高齢者住宅条例を廃止し、区営住宅条例を制定した。 ④平成12年5月からは東京都の都営南千住四丁目住宅シルバーピアに荒川区がふれあい協力員を設置。						
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・毎年9月「空き室待ち登録者」を募集し抽選で登録者を決定し、空き室発生後、順番に入居。 ・建物保守等の管理は外部へ委託。（H18から指定管理者制度導入。H24～東急コミュニティー）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	212,159	181,831	183,298	176,230	186,599	168,349
①決算額（27年度は見込み）		190,849	179,183	180,250	169,966	170,592	163,221	181,388
②人件費等		9,774	10,464	12,674	10,738	28,640	17,169	
③減価償却費			3,486	5,290	4,194	18,252	16,255	
【事務分担量】（%）		120	120	170	130	540	500	
合計（①+②+③）		200,623	193,133	198,214	184,898	217,484	196,645	181,388
特定財源	国 社会資本整備総合交付金	0	0	0	0	0	328	0
	都 高齢社会対策都包括補助金	13,791	13,108	12,476	12,136	5,951	3,600	3,600
	その他 住宅施設等使用料等	34,683	32,223	31,100	30,422	32,094	33,400	34,420
	一般財源	152,149	147,802	154,638	142,340	179,439	159,317	143,368
実績の推移	退去世帯数（単身）	6	13	14	16	9	9	
	退去世帯数（二人用）	2	3	7	0	2	2	
	入居世帯数（単身）	3	12	10	9	12	15	
	入居世帯数（二人用）	2	3	1	5	1	3	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800	報酬	ふれあい協力員報酬	4,800
報償費	ふれあい協力員謝礼	749	報償費	ふれあい協力員謝礼	749	報償費	ふれあい協力員謝礼	756
需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,409	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	5,869	需用費	光熱水費、消耗品、印刷製本	6,302
役務費・備品購入費	電話料、鑑定評価報酬、IH	818	役務費	電話料、鑑定評価報酬	1,443	役務費	電話料、鑑定評価報酬	819
委託料	指定管理委託料、その他委託料	38,776	委託料	指定管理委託料、その他委託料	32,388	委託料	指定管理委託料、その他委託料	33,501
使用料賃借料	借上料	109,647	使用料等	借上料	108,119	使用料等	借上料	108,119
負担金及び交付金	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	10,393	負担金補助等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	9,853	使用料等	利子補給、火災保険料補助、住宅使用料	4,408

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 空き待ち登録世帯数	22	20	20	20	20	
	② 空き待ち登録者応募数	182	136	161	160	160	応募総数
	③ 入居世帯実数	15	13	16	15	15	5住宅（南四住宅除く）の入居世帯実数

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年劣化、住宅設備の更新等による住宅改修費用が増大傾向にある。 要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）について困難ケースがある。 高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後そのあり方を検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	設置後20年を超えている安否確認システムを見直し、低コストのシステム導入を検討する。	安否確認システムについてリースする方式で新システムの導入を決定し、低コスト化を図った。	新システムの状況を確認しながら、他の住宅への導入を検討していく。
②	借上住宅所有者に対し台所調理器具等の計画修繕実施を促し、外壁等経年変化に伴う改修工事に関する修繕計画の策定と実施を求める。	建物所有者に対し計画修繕の実施と改修工事の計画策定を求めた。	建物所有者の費用負担による住環境の改善を図るため、計画的に修繕が実施できるように進行管理をしていく。
③	借上げ住宅の賃料を含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。	引き続き高齢者住宅のあり方について検討した。	高齢者住宅のあり方について、次期高齢者プランの策定時に一定の結論を出すため検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	当面、現状の規模で事業を継続しつつ、高齢者向け借上げ住宅の賃料も含めて、高齢者住宅のあり方を検討していく。

況 議 会 要 旨 問 状	23年三定 24年一定 借上げ住宅の今後のあり方検討について 高齢者住宅事業の拡大について 高齢者住宅の借上げ契約年数について 高齢者住宅の需要に対する区の考えについて
---------------------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	遺族会補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	中村 内線 2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-09-02	遺族会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 44年度		根拠	荒川区遺族会補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11 福祉の基盤整備					
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進を図る。						
対象者等	荒川区遺族会会員168名（H27.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族等						
内容	【補助対象事業】 (1) 戦没者遺族間の交流及び情報交換に関する事。 (2) 戦没者遺族への援護情報等の周知に関する事。 (3) 戦没者追悼式、都内巡拝事業その他の事業の実施に関する事。 (4) 全国戦没者追悼式等の参列者の募集に関する事。 (5) 戦没者遺族団体との連絡調整に関する事。 (6) 遺族会の運営に必要な事務に関する事。 【平成26年度主要事業】 ・荒川区戦没者追悼式 平成26年10月23日 サンパール荒川小ホール 参列者48名 ・都内巡拝 平成26年12月5日 靖国神社、昭和館 ・追悼式・慰霊事業の周知（千鳥ヶ淵・全国・東京都戦没者追悼式、慰霊巡拝等）						
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円						
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		247	247	247	247	247	247
①決算額（27年度は見込み）		247	247	247	247	247	247	247
②人件費等		2,443	2,163	847	2,065	832	773	
③減価償却費			1,017	311	807	338	325	
【事務分担量】（%）		30	35	10	25	10	10	
合計（①+②+③）		2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	1,345	247
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	2,690	3,427	1,405	3,119	1,417	1,345	247
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	会員数（1月1日現在、人）	237	220	207	195	184	180	168
	追悼式参加数（人）	74	77	77	60	59	48	
	都内巡拝（人）	10	11	14	9	9	9	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247	負担金補助等	荒川区遺族会に対する補助	247

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 会員数（1月1日現在）	195	184	180	168	164	会員の高齢化により減少
	② 追悼式参加数	60	59	48	50	60	会員の高齢化により減少
	③ 都内巡拝参加数	9	9	9	10	10	会員の高齢化により減少

問題点・課題 （指標分析）	会員の高齢化によって退会者の増加、理事のなり手不足が生じている。会費未納者も増加している。会員の世代交代、新規加入者の増加の見込みが少ない。
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、江東区、足立区、江戸川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	戦後70周年事業に向け、会員に対し理事就任への呼びかけを行い、組織体制を整える。	会費未納者の整理や退会者家族への呼びかけ等実施した。	追悼式や慰霊巡拝等、遺族会の事業について区民に周知し、事業への参加人数を維持する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	遺族会の会員数及び事業の参加者数が減少しているが、現状の規模で実施する。

況 議 （ 要 旨 ） 会 質 問 状	
--	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	受験生チャレンジ支援貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	空閑
				内線	2616		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-01	受験生チャレンジ支援貸付事業					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	荒川区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	支援実施要綱			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び、高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの使用に必要な資金を貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施することにより、低所得世帯の子供を支援することを目的とする。						
対象者等	中学3年生、高校3年生等の子どもがいる一定所得以下の世帯						
内容	<p>子どもの学習塾等の受講費用や、高等学校および大学の受験料に必要な資金を無利子で貸し付けるための申込み手続及び償還等の相談及び支援を実施する（荒川区社会福祉協議会に業務委託）</p> <p>（1）学習塾等受講料貸付金 入学試験に備えるために必要な学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料を貸付。 ○対象：中学3年生、高校3年生 ○貸付限度額：200,000円</p> <p>（2）受験料貸付金：高等学校及び大学の受験料を貸付。 ①対象：中学3年生 貸付限度額：27,400円（1校あたり23,000円まで、4回分の受験料まで貸付可） ②対象：高校3年生 貸付限度額：105,000円（1校あたり35,000円まで、3回分の受験料まで貸付可）</p>						
経過	平成20年7月	東京都と荒川区において生活安定応援事業（「就職チャレンジ支援事業」「生活サポート特別貸付事業」「チャレンジ支援貸付事業」）委託契約締結					
	平成20年8月	荒川区と社会福祉法人荒川区社会福祉協議会と委託契約締結					
	平成20年8月19日	生活安定応援事業開始					
	平成23年3月末	平成22年度をもって生活安定化総合対策事業終了（3カ年の時限事業及び国に類似の事業があるため）					
	平成23年4月	「チャレンジ支援貸付事業」については、相談件数等も多く、他の類似制度も整備されていないため、新たに「受験生チャレンジ支援貸付事業」開始					
必要性	国の低所得者・離職者対策事業として全国的に実施している事業であり、低所得者世帯の子供を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会に委託して実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	14,950	14,950	6,556	6,228	6,212	6,500	6,795	
①決算額（27年度は見込み）	14,102	13,394	5,868	6,095	5,685	6,500	6,795	
②人件費等	3,258	3,488	847	1,239	832	1,159		
③減価償却費		1,162	311	484	338	488		
【事務分担当量】（%）	40	40	10	15	10	15		
合計（①+②+③）	17,360	18,044	7,026	7,818	6,855	8,147	6,795	
特定財源	国							
	都	地域福祉推進都包括補助金	14,102	13,394	5,500	6,095	5,685	6,500
	その他							
一般財源	3,258	4,650	1,526	1,723	1,170	1,647	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	チャレンジ支援貸付（人）	41	200	110	221	227	214	220
	就職チャレンジ支援（人）	68	41					
	生活サポート特別貸付（人）	11	39					
	相談件数	1115	1214	735	989	811	881	940

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業務委託	5,685	委託料	業務委託	6,500	委託料	業務委託	6,795

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	受験生チャレンジ支援貸付事業	989	811	881	940	1000	相談数
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	相談件数（延べ件数）に対して28%の貸付決定である。連帯保証人を立てることが困難なケースが多く申請につながらない。（親を連帯保証人にしたいが、年金のみの収入である。収入が基準以下である。依頼できる人がいない。） また、当制度が比較的新しいこともあり、今後も区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 社会福祉協議会へ委託実施 10区、直営 12区
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	対象学年にリーフレットの送付及び広報誌に掲載し周知を行う。	区報や区掲示板への掲示時期や周知活動先を工夫したことにより、効果的な周知を行うことができた。	学校や学習塾以外にも、保護者に対する直接的な周知が図れるよう、区内掲示板やポスター掲載を定期的に行っていく。
②	中学校長会等に出席し、学校からも生徒や保護者に広く周知してもらうように依頼する。	当制度を必要とする生徒や保護者に知ってもらうために、教育関係者と連携することで周知の効果を高めることができた。	今後も引き続き中学校等と連携を図り、生徒や保護者に対する当事業の周知を図っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	23年度から受験生チャレンジ支援貸付事業として新たに実施した事業であるが、利用者からも好評を得ており、今後も利用希望者の増加が見込まれる。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	災害援護資金貸付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	田中
							内線
							2615
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-01	災害援護資金貸付事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 23年度		根拠	災害弔慰金支給条例、特別災害援護資金貸付要綱、災害援護資金等貸付利子補給要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	東日本大震災により負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのための貸付を行なう。						
対象者等	東日本大震災を原因として、下記のいずれかに該当する区民 (1)世帯主が概ね1か月以上の療養を有した世帯 (2)自身が所有し、居住する住居が全壊(全焼)又は半壊の被害を受けた世帯 (3)現に居住する住居内における家財がその総額の3分の1以上の被害を受けた世帯						
内容	<p>【貸付の種類と限度額】</p> <p>①国制度…法律に基づく区条例により、住居・家財の損害状況に応じ150万円から350万円までを貸付。 ②都制度…都の要綱に基づく区の要綱により、国制度の上乗せとして150万円まで貸付。</p> <p>【所得制限】 4人世帯の場合、総所得が730万円未満（世帯の人数に応じて制限額が定められている）</p> <p>【貸付対象】 以下のいずれかに該当する区民</p> <p>①世帯主が1か月以上負傷、②家財の3分の1以上に損害、③住居が全壊、半壊、滅失</p> <p>【利率】 ①国制度…年1.5%（保証人有の場合は無利子） ②都制度…年0.5%（保証人有の場合は無利子）</p> <p>【償還期間】 13年以内(据置期間6年) 【申請期限】 平成30年3月31日</p> <p>【利子補給制度】 連帯保証人を立てられず、貸付金の償還に利子が発生するものに対し、据置期間経過後の償還初年度から償還期間満了まで区が利子補給を実施する。(荒川区災害援護資金貸付利子補給要綱)</p>						
経過	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、都内被災者は「災害救助法」の適用を受けた。国は、平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等を公布・施行し、災害援護資金に関しても特例措置を講じた。</p> <p>都は、震災による被災状況が甚大であることから、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき、荒川区特別災害援護資金貸付要綱が制定され、災害援護資金のみでは必要資金が不足する世帯に対し、不足部分の貸付を行うことになった。</p> <p>【荒川区生活再建支援事業（単年度事業）】</p> <p>災害援護資金貸付とは別事業として、東日本大震災で住家に全壊、大規模半壊または半壊の被害を受け、その被災状況が被災証明等で確認できる世帯で、生活の再建のため住宅の購入、補修、賃借等を行った世帯の世帯主を対象に費用を補助。 ●再建方法：賃借…23世帯（補助額計4,542,160円）、補修…1世帯（補助額152,250円）※東京都による2分の1の補助有。</p>						
必要性							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 貸付限度額は、世帯主に負傷がある場合とない場合に分けられ、その中でも①負傷のみ②家財の3分の1以上の損害③半壊④全壊、などの種別により規定されている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額			51,362	5,000	3,200	3,200
①決算額（27年度は見込み）			0	0	0	0	3,200	
②人件費等			1,694	413	416	386		
③減価償却費			622	161	169	163		
【事務分担当量】（%）			50	5	5	5		
合計（①+②+③）		0	0	2,316	574	585	549	3,200
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		0	0	2,316	574	585	549	3,200
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	災害援護資金貸付件数			0	0	0	0	
	生活再建支援事業・賃借世帯数			23	0	0	0	
	生活再建支援事業・補修世帯数			1	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金		0	貸付金		0	貸付金		3,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 貸付件数	0	0	0	0	0	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	災害援護資金貸付事業は、被災者の生活再建において重要な役割を担う制度である。特例措置により貸付要件等が緩和されたところであるが、貸付であるため被災者に返済の負担がある。また、被災世帯が高齢世帯であるなど、貸付が困難な場合がある。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成30年まで申請が可能であるため、随時周知をしていく。	平成30年まで申請が可能であるため、ホームページで周知を行った。	平成30年まで申請が可能であるため、問い合わせがあれば対応していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	社協職員人件費	64,700	負担金補助等	社協職員人件費	62,298	負担金補助等	社協職員人件費	67,401
	ボランティア活動推進事業・人件費	10,730		ボランティア活動推進事業・人件費	12,357		ボランティア活動推進事業・人件費	12,625
	地域コーディネーター人件費	2,459		地域コーディネーター人件費	2,613		地域コーディネーター人件費	2,617
	重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,186		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,232		重度心身障がい者（児）レクリエーション事業	1,260
	長寿慶祝の会事業	4,149		長寿慶祝の会事業	4,604		長寿慶祝の会事業	11,561
	福祉サービスあんしんサポート事業	14,255		福祉サービスあんしんサポート事業	14,870		福祉サービスあんしんサポート事業	15,616
	在宅福祉サービス事業費等	33,256		在宅福祉サービス事業費等	33,944		在宅福祉サービス事業費等	34,834

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 社会福祉協議会個人会員数（正会員および特別会員）	3646	3506	3226	3215	3204	会費が年額千円の正会員および2千円以上の特別会員数の合計
	② ボランティア登録者数	1890	1826	1121	1125	1129	荒川ボランティアセンターへのボランティア登録者数
	③ 社会福祉協議会での権利擁護等相談件数	911	1059	848	939	892	あんしんサポートへの権利擁護・成年後見に関する問い合わせ件数

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の会員数が減少傾向にある。区と社協で連携をし、既存事業について見直し改善を行うことで、新たな会員獲得する必要がある。 ボランティア登録者数が減少傾向にある。ボランティアに対する支援内容について検討の必要がある。 あんしんサポートは、23年度に新たな取組みとして、月2回の成年後見制度説明会や講演で聞くわかりやすい説明会等を開催し相談件数等も増加した。今後も引き続き成年後見制度の更なる普及・活用のために区と社協で連携するとともに、社会貢献型成年後見人の育成について検討していく。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 成年後見制度推進機関設置区 22区 社会貢献型後見人選任区 18区（平成26年5月）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	25年度に引き続き既存事業の見直し改善を行うことで、会員増加に取り組み、社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。	25年度に引き続き、既存事業の見直し改善に向けての検討を行った。	26年度に引き続き既存事業の見直し改善を行い、会員増加に取り組み社会福祉協議会の財政・運営基盤の安定化を図る。
②	区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。	荒川ボランティアセンターにおける既存事業について検討を行った。	引き続き区と社協で連携し、荒川ボランティアセンターにおける既存事業の見直し改善を行う。
③	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について引き続き取り組んでいく。	法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の取り組みについて、検討を行った。	引き続き法人後見の更なる活用や市民後見制度等、成年後見制度の積極的な活用が図れる体制について取り組んでいく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
改善・見直し	改善・見直し	社協への補助事業について、区と社協で連携しより良い事業運営を行う。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	田口 内線 2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-10-01	福祉部分室管理費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 11年度		根拠				
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	福祉の基盤整備				
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。						
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会						
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託） : エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃						
経過	平成10年5月 南千住図書館が移転 平成12年2月 旧南千住図書館を教育委員会から引継ぎ福祉部分室とする 福祉部分室に社会福祉協議会事務局移転 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承 平成23年4月 分室管理費に対する社協負担分の割合を変更した。（下記実施方法参照）						
必要性	施設の適切な維持・管理のため必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） [分室管理費のみ直営] 光熱水費に関しては社会福祉協議会負担。保守委託等及び建物の修繕等工事費については、区負担。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額	15,113	10,545	4,056	4,251	5,523	4,203	4,859	
①決算額（27年度は見込み）	12,894	9,371	2,958	3,608	4,143	3,987	4,859	
②人件費等	814	872	847	826	416	773		
③減価償却費		291	311	323	169	325		
【事務分担量】（%）	10	10	10	10	5	10		
合計（①+②+③）	13,708	10,534	4,116	4,757	4,728	5,085	4,859	
特定財源	国							
	都							
	その他 雑入（光熱水費受入）	1,598	1,605	1,691	2,376	2,690	2,835	2,913
一般財源	12,110	8,929	2,425	2,381	2,038	2,250	1,946	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	工事請負費（単位：円）	9590	5904	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
光熱水費	電気	2,432	光熱水費	電気	2,566	光熱水費	電気	2,637
	ガス	16		ガス	15		ガス	16
	水道	242		水道	253		水道	260
一般需要費	家屋等修繕費	130	一般需要費	家屋等修繕費	52	一般需要費	家屋等修繕費	799
委託料	エレベーター保守管理	781	委託料	エレベーター保守管理	804	委託料	エレベーター保守管理	804
	その他保守点検業務	394		その他保守点検業務	208		その他保守点検業務	240
	樹木剪定等	148		樹木剪定等	89		樹木剪定等	103

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 1㎡管理コスト	4394	5045	4856			821.1㎡
	② 修繕実績（件）	2	1	1			家屋等修繕費執行件数
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事・修繕が発生する可能性がある。 ・南千住第三幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、教育委員会との調整等が必要である。
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を行っていく。	受電設備の老朽化に伴い、蛍光灯の修繕工事を行った。	工事及び修繕について、教育委員会との調整、検討を引き続き行っていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	平成23年度より経費負担について社協と按分方法を変更したため、今後の経過を見つつ検討していく。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉サービス第三者評価事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	田口 内線 2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-13-01	福祉サービス第三者評価事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11 福祉の基盤整備					
目的	福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。						
対象者等	区立施設：区立22施設（高齢・障害分野）対象。 民間立施設：都で第三者評価の受審を義務付けられている地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型）を提供する事業所に対し、受審費の補助を実施。						
内容	<p>1 評価の実施方法</p> <p>（1）事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う。</p> <p>（2）利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う。</p> <p>2 評価結果の公表</p> <p>都評価対象サービスを実施している施設の第三者評価の評価結果は、東京都福祉サービス評価推進機構のホームページ「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表される。公表内容は、事業評価及び利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメント等（事業者が同意しなければ公表しないこともできる）。</p>						
経過	<p>平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施（事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した）</p> <p>平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。</p> <p>～18年度（在宅高齢者通所サービスセンター6か所、障がい者関係施設7か所、認可保育所19園） 民間立施設では、認知症高齢者グループホーム3か所、認証保育所7園で受審した。</p> <p>平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスを実施している施設については第三者評価を、都評価対象外サービスを実施している施設については区独自の利用者調査を、3年間の指定管理施設で2年目、5年間の指定管理施設で2年目と4年目に評価を受審。次回の指定管理者選定時の参考資料とする。</p> <p>～26年度 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。</p>						
必要性	福祉サービス第三者評価は、サービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、情報提供することで、利用者が自分に合ったサービスを選択するための情報源となるため、必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区立施設については区が自ら評価を受審。民間立施設のうち、地域密着型サービスを提供する介護事業所及び認証保育所に対して受審費用を補助（400千円を上限）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		3,499	10,400	4,000	11,720	11,688	8,951	14,926
①決算額（27年度は見込み）		3,209	8,739	2,855	7,608	6,787	5,806	14,926	
②人件費等		1,629	1,744	1,694	1,652	2,495	2,318		
③減価償却費			581	622	645	1,014	975		
【事務分担当量】（%）		20	20	20	20	30	30		
合計（①+②+③）		4,838	11,064	5,171	9,905	10,296	9,099	14,926	
特定財源	国		0	0	0	0	0	0	
	都	地域福祉推進都包括補助金	3,035	6,800	2,855	5,480	7,763	6,206	10,862
	その他		0	0	0	0	0	0	
	一般財源		1,803	4,264	2,316	4,425	2,533	2,893	4,064
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区立高齢者関係施設 受審数		0	12	0	8	6	0	
	区立障がい者関係施設 受審数		1	6	0	6	2	0	
	区立児童関係施設 受審数		-	-	-	-	-	-	
	民間立施設 補助金交付件数		8	8	8	9	14	19	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	区立施設8か所	1,928	負担金補助	認知症高齢者GH12か所	4,456	委託料	区立施設22か所	8,126
負担金補助	認知症高齢者GH10か所	3,596	及び交付金	小規模多機能型4か所	1,100	負担金補助	認知症高齢者GH12か所	4,800
及び交付金	小規模多機能型3か所	963		定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	250	及び交付金	小規模多機能型4か所	1,600
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	300					定期巡回・随時対応型訪問介護看護1か所	400

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 評価受審施設数 (区立高齢者・障害者施設)	14	8	0	22	0	評価を受審した施設の数
	② 評価受審施設数 (民間立施設)	9	14	17	18	18	評価を受審した民間立施設への補助金交付件数
	③						

問題点・課題 (指標分析)	・地域密着型サービス事業所は、東京都の指針により開設後1年以内に第三者評価を受審することとされているため、新規開設事業所に対し評価受審を促していく。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 福祉サービス第三者評価のうち認知症高齢者グループホームは22区で実施、小規模多機能型居宅介護は21区で実施（平成25年度 東京都福祉サービス第三者評価実績）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	25年度の第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。	25年度の第三者評価審査状況や受審結果を広く区民に対して公開した。	第三者評価受審状況や受審結果を広く区民に対して公開する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	平成16年4定 介護事業者の実態調査について 平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	臨時福祉給付金給付事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	山下 内線 2611
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-01	臨時福祉給付金給付事業費					
事務事業の種類	●新規事業（○27年度 ●26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 26年度		根拠	荒川区臨時福祉給付金支給事業実施要綱			
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10 低所得者の自立支援					
目的	平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、低所得者に与える負担の影響を緩和するため、制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として、給付を行う。						
対象者等	平成27年1月1日において住民基本台帳に記録されており、市町村民税（均等割）が課税されていない者 ※ただし、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等、生活保護の受給者等は対象外 ◆荒川区：約48,000人（全国：約2,200万人）						
内容	①実施主体 区市町村 ※給付事業の実施に要する経費は国が補助（補助率10/10） ②給付額 一人につき6,000円 （平成27年10月から平成28年9月までの、増税に伴う食費の負担増に相当する額） 参考：子育て世帯臨時特例給付金 平成27年6月分の児童手当受給者に対し、対象児童一人につき3,000円を支給。 ◆荒川区：対象児童約23,000人（全国：約1,630万人） ※ 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金どちらの支給要件も満たす場合、両方の給付金を受給できる。						
経過	平成26年度 支給対象者一人につき10,000円、年金受給者等は一人につき5,000円加算、子育て世帯臨時特例給付金との併給不可 7月 セントラル荒川ビル3階にて申請受付開始 12月 申請受付終了 平成27年度 支給対象者一人につき6,000円、加算措置なし、子育て世帯臨時特例給付金との併給可 9月 セントラル荒川ビル3階にて申請受付開始予定						
必要性	消費増税に伴う経済対策として全国的に実施している国の事業であり、低所得者世帯の日常生活を支えるために必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 電話案内、申請受付、審査及び支給決定等、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る業務を包括的に外部委託して実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					0	688,363	407,086	
①決算額（27年度は見込み）					0	489,070	407,086	
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担量】（%）								
合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	489,070	407,086	
特定財源								
国						489,070	407,086	
都								
その他								
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
申請書総発送件数（件）						37,842		
申請受付件数（件）						23,602		
支給人数（人）						29,932		
不支給人数（人）						2,223		

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	377,292	負担金補助等	臨時福祉給付金事業費	293,398
			委託料	申請受付業務等委託	89,740	委託料	申請受付業務等委託	83,197
			使用料等	事務所賃借料	13,588	使用料等	事務所賃借料	14,100
			役務費	郵便料、振込手数料	6,575	役務費	郵送料、振込手数料	11,716
			需用費	印刷製本費	1,025	需用費	事務所原状回復工事	2,750
			職員手当等	時間外勤務手当	760	職員手当等	時間外勤務手当	1,710
			報償費	プロポーザル外部委員等への謝礼	91	報償費	プロポーザル外部委員等への謝礼	203

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 申請人数に対する支給人数の割合（％）			93.1	93.1		支給人数／申請人数
	② 申請人数に対する不支給人数の割合（％）			6.9	6.9		不支給人数／申請人数
	③						

（問題点・課題 指標分析）	申請書類が煩雑であったことから、問い合わせや添付漏れが多数あった。より一層申請率を上げるため、添付書類の省略化を含め、簡易に申請できる工夫が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	送付する申請書に、予め対象者の氏名、口座情報（昨年度支給の場合）を印字するなど、簡易に申請できる工夫をこらす。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	休止・完了	平成27年度臨時福祉給付金により、平成28年9月分まで対応することになっている。平成28年10月以降分については、国の平成28年度予算案の編成過程で検討、決定される。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	生活困窮者自立支援事業	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	担当者名	吉田 内線 2624
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	● 新規事業（● 27年度 ○ 26年度）			○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 27年度		根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	低所得者の自立支援				
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者からの相談を受け、関係機関へ繋ぐ、または必要に応じて支援プランを作成し関係機関と連携しながら就労支援や住居確保給付金支給等を行うことにより、生活困窮者が生活保護に至ることを防止するとともに、自立の促進を図る。						
対象者等	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。						
内容	<p>荒川区自立相談支援機関である「仕事・生活サポートデスク」において、仕事、生活及び住居等に不安を抱える生活困窮者からの相談を受け課題を把握して、複合的な課題がない場合は他機関へ繋ぐ。複合的な課題がある場合は、支援プランを作成し社会福祉協議会やハローワーク等の関係機関と連携しながら就労支援や住居確保給付金支給等の支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>住居確保給付金とは、離職者等で住居を喪失している者または喪失する恐れのある者のうち、就労能力及び勤労意欲のある者を対象として、家賃相当額を支給するとともに相談支援員による就労支援等を実施し、安定した住居の確保と就労の自立を図るものである。住居確保給付金の概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給額（上限額） 単身世帯 月額53,700円（複数人世帯の場合、世帯人数により増額あり） 2 支給期間 原則3か月だが、要件を満たす場合は3か月毎に最長9か月まで延長可能 3 支給方法 貸し主等へ代理納付 4 支給中に常用就職に向けた複数の就職活動要件の履行義務あり。怠った場合は支給を中止する。 						
経過	<p>生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業と住居確保給付金を必須事業とし、就労準備支援事業及び一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業等を任意事業とする「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月1日に施行され、福祉事務所設置自治体で実施することとなった。</p> <p>これに伴い、国の経済危機対策として平成21年10月より実施していた「住宅支援給付事業」が平成26年度末で終了となり、生活困窮者自立支援制度における「住居確保給付金」として平成27年4月1日から実施された。</p>						
必要性	第2のセーフティネットとして全国的に実施が開始された事業であり、国としても今後の充実を図る方針を示しており、必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 常勤係長と非常勤相談員2名の計3名を配置。生活福祉課、障害者福祉課、就労支援課、子育て支援課等関係部課、ハローワーク、社会福祉協議会等問題解決に繋がる関係機関との連携による対応。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額					0	0
①決算額（27年度は見込み）					0	0	12,672	
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当量】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	12,672	
特定財源	国							8,949
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	3,723
実績の推移	仕事・生活サポートデスク相談件数	478	1618	1084	1486	1100	1027	1674
	うち住居確保給付金等相談件数		931	645	732	516	395	555
	住居確保給付金新規支給決定者数	26	54	31	21	13	9	18
	（平成26年度以前は住宅支援給付）							

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報酬	非常勤報酬	4,977
						共済費	非常勤職員社会保険料	720
						旅費	非常勤職員旅費	8
						需用費	消耗品費、印刷製本費	1,520
						委託料	就労訓練費業務委託料	1,296
						備品購入費	事務室用什器	300
						扶助費	住居確保給付金	3,851

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 支援プラン作成者の常用就職率 (%)				40	40	無期または6か月以上の就職
	② 支援プラン新規作成者数				20	30	
	③ 仕事・サポートデスク相談件数				1700	2000	

問題点・課題 (指標分析)	<p>27年8月現在、任意事業を実施していないため、入口（相談支援）はあるが出口（支援メニュー）が無い状況である。</p> <p>任意事業である就労準備支援事業の未実施により、適切な就労（準備）支援の実施が困難であり、国の目指す積極的・効果的な就労（準備）支援に結びついていない。</p> <p>相談者の課題が精神疾患等のメンタル面に起因するケースが多いため、自立相談支援事業に精神保健福祉士等の専門職の配置の必要性が高い。</p> <p>新制度のため、今後も区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、全特別区で実施。 任意事業は22区が実施。（平成27年度中の実施予定区を含む）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	就労準備支援事業等の任意事業を実施し、就労（準備）支援メニューを充実させる。
②			自立相談支援事業に精神保健福祉士等の専門職を配置する。
③			区民に対する一層の周知活動及び方法を充実させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	<p>国は今後の充実を図る方針を示し、都は「東京都長期ビジョン」において、任意事業を都内全域で実施するための総合的な支援体制の整備を29年度末までに実施する政策目標を掲げている。</p> <p>積極的に推進する必要がある。</p>

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	消耗品費	20			
				印刷製本費	684			
			委託料	策定支援委託	3,002			
				新聞折込委託	461			
				声の区報作成委託	33			
				封入配布委託	70			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 日常生活圏域ニーズ調査 (対象者数：人)		25396				
	② " " (有効回収数：人)		16009				
	③ " " (有効回収率：%)		63.0				

問題点・課題 (指標分析)	○区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 ○的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 ○策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進・生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。						
	他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	日常生活圏域ニーズ調査等、必要な調査を実施するとともに、必要な施策について全庁的な検討を行う。	実態調査（ニーズ調査、事業所調査等）に基づき、必要な施策について全庁的に検討を行い策定した。	第6期荒川区高齢者プランを推進し、進行管理等を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	平成26年度は、各種調査・分析等を実施し、第6期荒川区高齢者プラン（平成27～29年度：計画策定は3年に1度）の策定を行う。平成27年度は第6期荒川区高齢者プランを推進していく。

況 議 会 要 旨 問 状	平成20年二定 高齢者実態調査について 平成22年二定 高齢者実態調査について 平成23年二定 高齢者プラン策定について（在宅介護の負担軽減策、介護予防の充実）
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	区外法人立特別養護老人ホーム建設費	補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形	
			担当者名	早川	内線	2618	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-07-01	区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 7年度と10年度 年度		根拠	区外法人立特養建設助成の実施方法			
終期設定	●有 ○無 27年度と29年度 年度		法令等	区外法人立特養整備費補助要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	05 高齢者施設の整備・運営支援					
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区外に設置された優良な特別養護老人ホームへの区民の入所について、区と協定を締結した社会福祉法人						
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を総ベッド数で除した補助単価に、荒川区の確保床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1回目実施）平成 7～27年度、6法人6施設30床…下記① 補助総額 182,460,000円 26年度補助額 4,561,500円 27年度補助額 4,561,500円 （2回目実施）平成10～29年度、6法人6施設33床…下記② 補助総額 168,108,000円 26年度補助額 6,905,000円 27年度補助額 6,905,000円						
経過	①第二徳寿園（浄栄会） 5床 ①ひらお苑（平尾会） 5床 ①日の出ホーム（芳洋会） 5床 ①草花苑（溪流会） 5床 ①杜の園（七日会） 5床 ①みずほ園（常盤会） 5床 ②すずうらホーム（清遊の家） 3床 ②良友園（瑞仁会） 8床 ②神明園（亀鶴会） 5床 ②福楽園（豊生会） 7床 ②越谷なごみの郷（エンゼル福祉会） 5床 ②愛全園（同胞互助会） 5床 ※越谷なごみの郷（エンゼル福祉会）は平成25～29年度の補助金を辞退						
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームにベッドを確保する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） （1回目）補助総額の半額を平成7・8年度に補助し、残りの半額を20年間の分割により補助する。 （2回目）補助総額を20年間の分割により補助する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	11,467
①決算額（27年度は見込み）		12,967	12,967	12,967	12,967	11,467	11,467	11,467
②人件費等		244	262	254	248	416	77	
③減価償却費			87	93	97	169	33	
【事務分担量】（%）		3	3	3	3	5	1	
合計（①+②+③）		13,211	13,316	13,314	13,312	12,052	11,577	11,467
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		13,211	13,316	13,314	13,312	12,052	11,577
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	入所者数（延べ人数）	90	90	90	86	92	84	85
	確保ベッド数（床）	63	63	63	63	63	63	63

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成7～27年度	4,562	負担金補助等	平成7～27年度	4,562	負担金補助等	平成7～27年度	4,562
	平成10～29年度	6,905		平成10～29年度	6,905		平成10～29年度	6,905

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 区外特養新規入所者数（人）	8	16	21	10	10	
	② 区外特養待機者数（人）	33	24	60	50	50	
	③						

（問題点・課題 指標分析）	介護保険制度の導入に伴い、施設整備費補助に基づく区民の入所枠の確保については、今後法人と継続について協議していく必要がある。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施は、港区、足立区、江戸川区。
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	20年間の分割補助が平成27年度に完了する（6施設・30床）。完了後の利用者の入所について、各法人と協議を開始する。	分割補助が平成27年度に完了する6施設・30床について、各法人と協議を行い、入所枠を確保することに合意した。	29年度に分割補助が完了する6施設・33床について、分割補助完了後の利用者の入所について、各法人と協議を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	必要性は高く、支払完了年度まで補助を継続する。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-16	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	養護老人ホーム建設費助成	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	早川	内線
				2618
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	養護老人ホーム建設助成費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱
終期設定	●有 ○無	32年度	法令等	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	05	高齢者施設の整備・運営支援	
目的	社会福祉法人が区内に設置する養護老人ホームの整備費用の一部を助成することによって、その養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保し、高齢者福祉の向上を図る。			
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会			
内容	<p>養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を補助対象ベッド数54床（総ベッド数60床－荒川区地元枠6床）で除した補助単価に、荒川区の確保床数11床を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。</p> <p>〔施設概要〕（住所）荒川区南千住3-5-13（敷地面積）725.03㎡（述べ床面積）1704.52㎡（構造）RC造 地下1階 地上4階（総ベッド数）60床（荒川区ベッド数）17床（荒川区枠11床＋地元枠6床）（開設年月日）平成14年4月</p> <p>〔補助金額〕（建設費総額）514,950千円（法人負担額）171,183千円（床単価）3,000千円（補助金総額）33,000千円（3,000千円×11床）</p>			
経過	<p>平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿泊所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。</p> <p>平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。</p> <p>平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。</p>			
必要性	養護老人ホームへ整備費の補助をし、区民の入所枠を確保することは必要なことである。			
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>平成13年度 一時金 5,680千円＋年賦金1,366千円＝7,046千円</p> <p>平成14～32年度 年賦金1,366千円×19年＝25,954千円 合計 33,000千円</p>			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
①決算額（27年度は見込み）		1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
②人件費等		244	262	254	248	83	77	
③減価償却費			87	93	97	34	33	
【事務分担量】（%）		3	3	3	3	1	1	
合計（①＋②＋③）		1,610	1,715	1,713	1,711	1,483	1,476	1,366
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	1,610	1,715	1,713	1,711	1,483	1,476	1,366
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	確保ベッド数（荒川区分措置者数（人））	17	17	17	17	17	17	17

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	平成13～32年度	1,366	負担金補助等	平成13～32年度	1,366	負担金補助等	平成13～32年度	1,366
	借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20			借入額×按分率÷20	
	136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20			136600000×2/10÷20	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 入居者延べ人数	21	19	24	20	20	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所を所管する高齢者福祉課と連携を密にしていく。 ・福祉避難所としての運営について施設と協力を行っていく。 ・身体状況から特別養護老人ホームへの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるように支援するシステムが必要である。
	他区の実況 （実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区） 台東区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	低所得の高齢者の住まいへのニーズが高まる中、区民が住みなれた地域で安心して暮らし続ける環境を整備する。	24名の延べ入居者があり、低所得の高齢者の住まいを確保する役割を果たしている。	建設から年数が経過してきていることから、計画的な修繕について施設側と連携をしていく。
②	福祉避難所としての協定を締結したことから、施設と連携し、避難所運営の課題整理を進めていく。	平成26年6月に区主催の福祉避難所設置準備訓練に施設職員が参加し、福祉避難所についての共通認識を持つことができた。	福祉避難所運営に必要な、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について充実を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	必要性は高く、支払完了年度まで補助を継続する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-17	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事													
事務事業名	区立特別養護老人ホーム経営支援補助	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形												
		担当者名	早川	内線	2618												
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）		01-08-01	区立特別養護老人ホーム経営支援補助														
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業													
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	荒川区立特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱													
終期設定	○有 ●無	年度	法令等														
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画												
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市														
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成														
	施策	05	高齢者施設の整備・運営支援														
目的	区立特別養護老人ホームは介護報酬の見直し等により、介護職員の確保や施設運営が困難になっている。また、法人立特別養護老人ホームであれば「東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金」を受けることができるが、区立施設は補助対象外となっている。このため、区立特別養護老人ホームの運営等に要する経費の一部を助成することにより、高齢者福祉の向上に資するものとする。																
対象者等	区立特別養護老人ホームの指定管理者（社会福祉法人）																
内容	<p>1 交付対象経費及び算定基準（東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金制度を準用）</p> <p>（1）基本分 1,637,000円（年額）※但し都制度の見直しを勘案し以下のとおり変更してきた。 平成22年度まで3,275,000円、平成23年度2,948,000円、24年度2,620,000円、25年度2,292,000円、26年度1,965,000円、27年度1,637,000円</p> <p>（2）定員加算 @2,700×入所定員×12か月</p> <p>（3）小規模施設加算（定員50名～59名） @1,090,000×12か月</p> <p>（4）補助率 1/2</p> <p>2 交付額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">26年度決算</td> <td style="text-align: center;">27年度見込額</td> </tr> <tr> <td>（1）グリーンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">2,602,000円</td> <td style="text-align: right;">2,438,000円</td> </tr> <tr> <td>（2）サンハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">8,429,000円</td> <td style="text-align: right;">8,265,000円</td> </tr> <tr> <td>（3）花の木ハイム荒川</td> <td style="text-align: right;">8,332,000円</td> <td style="text-align: right;">8,168,000円</td> </tr> </table>						26年度決算	27年度見込額	（1）グリーンハイム荒川	2,602,000円	2,438,000円	（2）サンハイム荒川	8,429,000円	8,265,000円	（3）花の木ハイム荒川	8,332,000円	8,168,000円
	26年度決算	27年度見込額															
（1）グリーンハイム荒川	2,602,000円	2,438,000円															
（2）サンハイム荒川	8,429,000円	8,265,000円															
（3）花の木ハイム荒川	8,332,000円	8,168,000円															
経過	<p>14年度まで 区委託料で、区立施設として運営</p> <p>15年度 介護報酬は法人が受領し、維持管理費は区委託料として支出し、区立施設として運営</p> <p>16年度から 施設を無償貸与し、介護報酬等で法人が運営</p> <p>19年度から 指定管理者制度を導入し、介護報酬等で法人が区立施設として運営</p>																
必要性	介護報酬の見直し等により施設運営が困難な状況となっており、法人立であれば都補助金を受けられるところ、区立施設であるため補助対象外となっている。これを補完し、安定的な運営を図るためにも、区独自の支援策の導入は必要である。																
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 年度当初に、補助交付申請書の提出を受け、決定し、補助を実施する。																

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		21,330	21,330	20,840	20,347	19,855	19,363
①決算額（27年度は見込み）		21,328	21,328	20,840	20,347	19,855	19,363	18,871
②人件費等		244	262	254	248	416	155	
③減価償却費			87	93	97	169	65	
【事務分担量】（%）		3	3	3	3	5	2	
合計（①+②+③）		21,572	21,677	21,187	20,692	20,440	19,583	18,871
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		21,572	21,677	21,187	20,692	20,440	19,583
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	補助対象施設数（施設）	3	3	3	3	3	3	3

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,855	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,363	負担金補助等	区立特別養護老人ホーム経営支援補助金	18,871

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 補助施設	3	3	3	3	3	補助施設実績
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	効率的な施設運営等を目的として利用料金制の指定管理者制度を導入しており、各施設の利用状況等を踏まえ、区立施設として安定的な経営を行っていくことが課題である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 本区は利用料金制であり、指定管理料や委託料を支出していない。23区においては指定管理料や委託料を支出しており、区立施設の安定的な運営を担保している。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	東京都の補助金制度を踏まえながら、事業内容の検討を行う。	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更があったため補助金額の見直しを行った。	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の補助金額に変更がある場合は区の経営支援補助金額も見直す。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	特別養護老人ホームは、介護報酬改定や従事職員の処遇など課題が多く、区立特別養護老人ホームの安定的な運営のために、積極的に支援していく必要がある。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-18	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	特別養護老人ホームおよび在宅高齢者	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	山形
	通所サービスセンター(SC)管理運営費	担当者名	早川	内線	2618
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	家族介護支援事業費（福祉推進課）			
	01-12-01	事業費			
	01-12-02	営繕費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	6年度	根拠	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	05	高齢者施設の整備・運営支援		
目的	(特養)家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供する。 (SC)在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施する。				
対象者等	①(特養・SC)介護保険法で定める利用基準に該当する者 ②(特養)家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 ③(特養)寝たきり、認知症又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	①(特養)生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関する事 ②(特養)要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関する事 ③(特養)診療の補助、看護、保健衛生に関する事 ④(特養・SC)日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関する事 ⑤(特養・SC)身体機能の維持向上のための機能訓練に関する事 ⑥(特養・SC)健康管理に関する事 ⑦(特養・SC)趣味・いきがい活動に関する事 ⑧(SC)自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関する事 ⑨(SC)送迎・入浴サービスの提供に関する事 ⑩(SC)利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関する事				
経過	全ての施設とも、開業時より現在の社会福祉法人へ委託。 12年度から、デイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施。ショートステイ事業を通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から、介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。 16年度から、特養とSC併設の3施設(グリーンハイム、花の木ハイム、サンハイム)は、施設を無償貸付。介護保険外事業を区委託事項とし委託料を支払うこととした。 18年度から、SC単独の6施設(町屋、西日暮里、南千住中部、荒川東部、西尾久西部、東日暮里)は指定管理者方式を導入した。 19年度から、特養とSC併設の3施設は、指定管理者方式を導入した。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者にとって特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。また、在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 〔区委託事項〕防災備蓄、建築物等定期点検、地域交流事業、ボランティア活動支援事業、多目的ホール管理費。				

(単位：千円)

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		67,961	58,191	40,538	175,450	130,853	103,866	114,126
①決算額(27年度は見込み)		47,272	42,493	36,273	167,500	117,685	88,139	114,126	
②人件費等		11,561	11,336	9,062	9,996	13,640	15,064		
③減価償却費			3,781	3,328	3,905	5,543	6,339		
【事務分担当量】(%)		142	130	107	121	164	195		
合計(①+②+③)		58,833	57,610	48,663	181,401	136,868	109,542	114,126	
特定財源	国	地域支援事業交付金	422	336	648	639	537	537	530
	都	地域支援事業交付金	211	168	324	319	268	268	265
	その他	地域支援事業交付金	211	168	324	319	268	268	265
	一般財源		57,989	56,938	47,367	180,124	135,795	108,469	113,066
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区立特養定員		206	206	206	206	206	206	206
	区立特養ショートステイ定員		28	28	28	28	28	28	28
	区立ディサービス(一般)定員		335	335	335	335	335	335	335
	区立ディサービス(認知)定員		56	56	56	56	56	44	44

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費		227	需用費		378	報償費		34
需用費		83	委託料	区委託事業	14,162	需用費		109
委託料	区委託事業	18,845	備品購入費	AED購入	857	役務費	不動産鑑定評価	200
負担金補助及び交付金	南千住中部防災センター一部負担金	669	負担金補助及び交付金	南千住中部防災センター一部負担金	704	委託料	区委託事業	15,905
工事請負費等	サンハイム外壁改修工事等	97,861	委託料	荒川東部空調設備改修設計	2,214	負担金補助及び交付金	南千住中部防災センター一部負担金	704
			工事請負費	荒川東部空調設備改修等	63,580	工事請負費	西尾久西部空調設備改修等	90,514
			備品購入費	花の木ハイム特殊浴槽	6,545	備品購入費	町屋入浴リフト等	6,638

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 区立特養利用率(%)	94.1	94.2	93.7	95.0	95.0	
	② 区立デイサービス（一般）利用率(%)	75.0	75.0	76.6	76.0	76.0	
	③ 区立デイサービス（認知）利用率(%)	42.8	31.0	25.8	30.0	30.0	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間のデイサービスとの競争により、区立デイサービスの利用率が低下している。 ・福祉避難所の整備について、特別養護老人ホーム・在宅高齢者通所サービスセンターと連携しながら整備を進めていく。 ・施設の老朽化や人材確保をサポートしていく必要がある。
	他区の実況 （実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） 実施の12区（区立の特別養護老人ホームを有する区） （千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、北区、板橋区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設ごとに利用率に差が出ているため、認知症対応型通所介護を運営している5つの区立施設の情報共有を進める。	利用者がいなくなったため、平成26年12月で花の木ハイム荒川の認知症対応型通所介護事業を廃止した。	認知症対応型通所介護の利用状況が施設の運営に及ぼす影響を鑑み、動向を注視していく。
②	福祉避難所としての協定を締結したことから、施設と連携し、避難所運営の課題整理を進めていく。	平成26年6月に区主催の福祉避難所設置準備訓練に各指定管理施設職員が参加し、福祉避難所についての共通認識を持つことができた。	福祉避難所運営に必要な、災害備蓄品（食料品・消耗品・備品）について充実を図る。
③	施設の老朽化に伴い、修繕が必要な設備については、指定管理者と連携の上、優先順位をつけて対応していく。	昇降機設備改修工事(西日暮里SC)、空調設備改修工事(荒川東部SC)、特殊浴槽の交換(花の木ハイム)を実施した。	「中長期改修計画」に基づき、各設備の修繕について確実に対応する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	施設・設備の老朽化、または大規模な災害への対策が求められており、大規模修繕を順次、計画的に進めていく必要がある。

議会 (要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-19	戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	福祉避難所整備事業費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	嶋林	内線
	01-23-01	福祉避難所整備事業費		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	25年度	根拠	災害対策基本法、荒川区地域防災計画
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区避難所運営基準
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準	計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	11	福祉の基盤整備	
目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった、高齢者や障がい者のうち要介護度や障害の程度が高く、一次、二次避難所での生活が困難な避難者が避難するための福祉避難所を整備する。			
対象者等	[福祉避難所指定予定施設]（高齢者の福祉避難所のみ） ・ 各区立特別養護老人ホーム ・ 各区立在宅高齢者通所サービスセンター ・ 各法人立特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム「千寿苑」			
内容	荒川区地域防災計画に基づき、高齢者の福祉避難所として14施設（収容人数約600人）を、また、障がい者の福祉避難所として13施設（収容人数約800人）を整備していく。 平成25年度については、各福祉避難所指定予定施設の指定管理者との間で、「協定書」を締結した。 平成26年度は、特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川において福祉避難所設置準備訓練を実施した。 平成27年度以降は、引き続き訓練を実施していくほか、福祉避難所の運営方法等の詳細について、充分検討の上、行動計画等を明文化していく。 また、避難所運営に必要となる、災害備蓄物品（食料品・消耗品・備品）については引き続き順次配備していく。			
経過	平成24年7月 福祉避難所指定予定施設 施設長会議 平成25年3月 荒川区地域防災計画修正 平成25年12月 指定管理者との「協定書」締結 平成26年6月 福祉避難所設置準備訓練の開催（特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川） 随時 災害備蓄物品の配備			
必要性	平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京の被害想定」からも、最大被害時における区内の避難者数は94,000人を超えると想定されており、中でも災害弱者となる高齢者や障がい者の避難する福祉避難所の整備は急務となっている。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 平成25年度 指定管理者の協定締結、災害備蓄品の配備 平成26年度 訓練の実施、災害備蓄品の配備			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					13,440	2,262	4,193	
①決算額（27年度は見込み）					10,205	2,250	4,193	
②人件費等				3,304	7,069	3,863		
③減価償却費				1,291	2,873	1,626		
【事務分担量】（%）				40	85	50		
合計（①+②+③）	0	0	0	4,595	20,147	7,739	4,193	
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	0	0	0	4,595	20,147	7,739	4,193
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	收容可能人員	0	0	0	0	600	600	600

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	食料品、消耗品	6,640	需用費		580	需用費		3,000
備品購入費	災害用備品	3,565	備品購入費		1,670	備品購入費		1,193

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 収容可能人員	0	600	600	600	600	
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	福祉避難所の整備においては、平成25年度より防災備蓄物品（備品、消耗品、食料品）の取得及び保管を続けてきており、備蓄面においては、他区と比較しても、ある程度の備蓄を進めてきている。 一方で、マンパワーの確保、防災無線など連絡体制の整備については、課題となっており、今後、指定管理者等と連携の上、解決していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	福祉避難所の運営に必要なマンパワーの供給策を民間事業者の協力も視野に入れ、区と指定管理者が連携のもと検討していく。	指定管理者との検討会等を繰り返し実施しているものの、抜本的な解決策には至っていない。	福祉避難所の運営に必要なマンパワー供給策の取りまとめ。
②	平成25年度に指定管理者と締結した「協定書」を基に、詳細な役割等について調整していく。	詳細な役割や施設側の災害時における動きを明文化するため、施設側マニュアルの策定に向け、検討を重ねている。	平成26年度に実施した訓練を基に、各福祉避難所指定施設が自主的に訓練を実施できるよう、環境を整備していく。
③	避難訓練等を実施するとともに、不足する災害備蓄品や運営上の課題点を抽出していく。	平成26年6月に福祉避難所設置準備訓練を実施し、それにより得られた課題等を踏まえ、平成27年度の予算策定につなげた。	各福祉避難所指定施設との連絡体制の構築。防災無線等の設備機器の配備。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会を形成するため、必要不可欠な事業であり、必要性が極めて高い。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-01-20	戦略プラン	○協働 ●業務 ○財務 ○人事
事務事業名	老人福祉センター管理運営	部課名	福祉部福祉推進課	課長名
		担当者名	早川	内線
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-01	老人福祉センター事務費		
	01-01-97	営繕費		
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	45年度	根拠	荒川区立荒川老人福祉センター条例・施行規則
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	01	高齢者の社会参加の促進	
目的	高齢者が、老人福祉センターにおける生活相談・健康相談・機能訓練や各種行事・講座・教室へ参加することで、住み慣れた地域の中で教養を高め、明るく豊かな高齢期を過ごすことができるようにする。			
対象者等	満60歳以上の方			
内容	[住 所] 荒川区荒川1-34-6 [敷地面積] 777.68㎡ [延床面積] 2,021.17㎡ [構造] 地下1階地上4階建 [施設内容] 機能訓練室・相談室・いこい室・娯楽室・茶室・浴室・会議室等 ①生活相談（介護・福祉・就労等、生活全般の相談） ②健康審査・相談（嘱託医による問診・血圧測定などの健康審査） ③機能訓練（脳卒中などによる後遺症や身体機能の低下が認められる要介護認定非該当の方を対象） ④入浴サービス（各定員30名、午後1時～3時、火曜（男性）、水曜（女性）、土曜（男女隔週）） ⑤各種行事（新春行事・文化祭行事・高齢者福祉週間行事・吟詠大会・荒川区高齢者芸能大会等） ⑥各種教室・定例事業（書道・墨絵・ヨガ・太極拳・フラダンス等・茶道・あみもの・英会話・華道・詩吟・朗読・絵てがみ・硬筆・そろばん・体操・コーラス・俳句・公開講座等） ⑦いこい室事業（お楽しみマージャン・カラオケ・民謡・踊り・各種大会等）			
経過	昭和45年12月1日開設。 平成6年12月1日全面改築に合わせて荒川老人福祉センターと荒川東部在宅高齢者通所サービスセンターを併設した高齢者センターとして開設。 平成7年4月より荒川区社会福祉協議会に管理運営を委託。			
必要性	一人暮らし等に伴う孤独感の解消や介護予防の推進とともに、仲間づくり、生きがいの創出、社会参加の機会確保という観点からも、高齢者向けに各種相談・行事・講座・教室等を実施する施設が必要である。			
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会を指定管理者として荒川老人福祉センターの管理運営を委託する。			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		65,670	73,005	61,522	62,320	70,706	123,368	64,644
①決算額（27年度は見込み）		57,984	64,623	59,801	60,256	60,850	107,676	64,644	
②人件費等		896	1,570	1,661	1,375	1,392	1,236		
③減価償却費			523	715	655	676	520		
【事務分担量】（%）		25	18	25	20	20	16		
合計（①+②+③）		58,880	66,716	62,177	62,286	62,918	109,432	64,644	
特定財源の推移	国								
	都	高齢社会対策都包括補助金	494	732	731	628	627	467	778
	その他	使用料等	181	167	165	147	161	148	144
	一般財源		58,205	65,817	61,281	61,511	62,130	108,817	63,722
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	生活相談・健康審査・健康相談延べ件数	4564	5570	5413	6500	5543	4772	5500	
	機能訓練・入浴延べ人数	3629	3819	4049	3813	3539	3312	4000	
	各種行事・各種教室延べ人数	15003	18080	17565	16496	17371	18167	18000	
	いこい室・会議室延べ人数	20277	19917	21802	22458	23906	20905	21000	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費	36,508	委託料	人件費	37,028	委託料	人件費	46,222
	管理費	12,680		管理費	18,428		管理費	11,855
	事業費	6,186		事業費	6,414		事業費	6,567
工事請負費	浴室改修工事	5,476	委託料	空調設備改修工事設計委託	2,408			
			工事請負費	空調設備改修工事	43,398			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 生活相談・健康審査・健康相談・機能訓練・入浴(%)	19.5	18.7	18.5	19.0	19.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	② 各種行事・各種教室(%)	31.3	29.2	41.7	35.0	35.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合
	③ いこい室・会議室(%)	42.6	49.3	47.9	48.0	50.0	総入館者数に対する事業等参加人数の割合

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に重点を置いた事業を実施していく必要がある。 ・年々入館者数が増えてきており、幅広い年齢層に対応する必要がある。各種教室について、利用状況等を確認しながら更新を行い好評であるため、引き続き利用者の声を聞きながら取り組む。 ・施設の老朽化が目立ってきている。各設備については「荒川区公共建築物中長期改修計画」に基づき、適切に改修する。
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施の19区（老人福祉センターがある区） （千代田区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護予防に重点を置くよう、老人センターの事業について実施する。	介護についての予備知識や介護保険制度の周知のための講座を実施した。	高齢者の健康保持・予防に関してより充実した情報提供や講座等を実施する。
②	各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座をひらく。	利用者アンケートや受講者アンケートの結果を踏まえ、スマートフォンの講座の実施回数を増やした。	引き続き、各種教室について、利用者の声を聞きながら、ニーズにあった教室・講座を実施する。
③	修繕が必要な設備については、指定管理者と連携の上、優先順位をつけて対応していく。	空調設備改修工事を実施した。	「中長期改修計画」に基づき、各設備の修繕について確実に対応する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者が自発的に介護予防を実践できるよう、魅力ある事業の展開と介護予防の啓発を図る。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--